

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	八分字地区 (今、砂原、土河原、八分字、孫代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

八分字地区は稲作や施設園芸でのナス栽培などが多い地域である。一方で、用排水の問題や農地が狭小・分散しているため集積が困難な場所もある。施設園芸には担い手や後継者が比較的集まりやすい傾向にあるが、稲作では担い手が不足していることが問題となるため、農地の集積・集約化を進めることが課題である。また地域農業を永続的に守るため、新たに意欲ある農業者や新規就農者を確保・育成していくことも重要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来にわたって八分字地区の産地を維持するため、新たな農業者や新規就農者を確保・育成し、農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。
県・市・JA等と連携して新技術の導入や農地集積・集約化による効率化に配慮し、生産性向上とコスト低減を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	109.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	109.8 ha ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農振農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。□

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手への農地の集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を積極的に活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地元での話し合いにより必要に応じて取り組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者などの新たな農業者の確保を進め、将来の地域農業の担い手として育成していく。
農家の世代交代を円滑に進められるよう、県・市・JAとも連携して取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】